

争 6. 10. 5  
3085

絶対ニ解雇セザルコト  
解法事項

本件ノ成達迄才ニヨリ一ヶ月毎ニ定期昇給ヲナシ  
労働時間ノ増加通リ  
労働組合加入ノ認メ  
大体ニ理由ナクテ解雇ニシ

労働者 二九(内女八)  
参加者 二四(リ)

従事者中大部ハ大泉電浦社支部ニ入電シ常ニ電機ヲ  
利用スル傾アリシカバ会社ハ其用ヒテ機ヲ見テ半耳ヲトリ  
テリト目サレ、菊地某外ニ名ヲ解雇セント動静注視中  
最近三名ハ横領行為アルヲ摘発シ左三名ニ解雇通知  
ヲ發シタルニ因リ九月一日入金返勞付場至各聯合會庶務  
ノ下ニ爭議ニ入リシガ浦和所長高橋某ノ調停ニ依リ九月  
十六日円満解決

要 木事項

一 最後賃金五十元以上トセラレタリ

註 四 五 六 七